



## 滋賀県立 能登川高等学校 部活動指導方針

### 部活動の目的

本校の部活動は、高校生活の一環として、生徒の自主的、主体的な参加により行い、スポーツや文化および科学等に親しみ、部活動を通じて人間的成長を図る。

責任感や協調性等、社会性の涵養を目指すとともに、啐啄同時の校訓のもと、顧問とともに目標を持って取り組み、その活動の成果を、地域に貢献・還元できるよう努める。

### 部活動の基本方針

- ・学校は、生徒の学習と部活動の両立を支援し、安全面・健康面に十分配慮する。
- ・学校は、顧問に過重な負担を与えないよう、指導体制を整えるよう努める。
- ・顧問は、前掲の部活動目的に沿って、部員が真摯に活動に取り組めるよう指導する。
- ・顧問は、担任や学年との連携を密にし、部員の高校生活全体を支援する。

### 部活動に関する留意事項

#### 1. 適切な休養日等の設定

活動時間については、成長期にある生徒の、学業・運動・食事・休養および睡眠のバランスに配慮して、以下を基準とする。

- ・平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。
- ・週1日以上、それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。なお、大会等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後2週間のうちに休養日を設定する。
- ・朝練習は、基本的には実施しないが、体力育成の観点からのみ、各部の年間の練習計画の中に位置づけられたものに限り、顧問の指導のもと短時間行うことができる。  
※考査前や考査期間中の活動については、内規の定めるところによる。なお、競技・種目の特性や、特別な事情に、上記基準の適用が難しい場合は、校長に申し出ることとする。

#### 2. 活動時間・場所・施設利用等について

別に定める「部活動に関する規定」に則り、顧問の指導のもと適切に活動することとする。

#### 3. 大会・練習試合等について

大会への参加や練習試合等の設定は、目的を明確にしておこない、様々な負担軽減の観点から、その精選に努める。

#### 4. 熱中症の予防について

顧問は養護教諭と協力して、生徒の健康管理と安全管理に努める。なお、気温（室温）が35℃以上あるいはWBGTが31℃以上の状況下での活動は原則禁止とする。ただし、この数値未満であっても状況に応じて活動を制限することがある。

#### 5. 部費等の管理について

活動に要する費用の徴収は、学校徴収金ガイドラインに則って適切に行い、保護者等関係者からの理解が得られるものであること。

#### 6. 体罰の防止等について

顧問・部員は、信頼関係を大切にして、互いを尊重しあいながら活動し、顧問による体罰は勿論、部員間にあっても、過度な言動で、人権を侵害することが絶対にあってはならない

## 7. 学校外での活動について

学校外での活動（練習試合、大会等を含む）は、顧問がつき、部員だけで活動することがないようにし、その際の安全指導は、あらかじめ部員全員に徹底する。なお、スズメバチの活動が盛んとなる6月から10月の猪子山での活動は禁止とする。それ以外の時期においても十分に用心して活動すること。